

ホーバーターミナルおおいた 物販テナント出店者公募要項

令和6年6月

大 分 県

目次

第1 公募の目的及び内容

1	公募の目的	1
2	指定する用途	1
3	出店場所	1
4	出店にあたっての基本的な考え方	1
5	出店に関する内容	2
6	使用の制限等	2
7	設備の諸条件	3
8	その他	3

第2 使用許可に関する主な条件

1	使用許可の方法	5
2	使用許可物件	5
3	使用許可期間	5
4	使用料	5
5	その他必要経費	5
6	使用許可の取消し	5
7	原状回復	6
8	損害賠償	6
9	使用許可の取消しによる損失の取扱い	6
10	実地調査等	6
11	駐車場	6
12	その他	6

第3 応募の手続等

1	スケジュール	8
2	応募者の資格	8
3	応募申込書等の提出	9
4	現地説明会の開催	9
5	公募内容に関する質問の受付	10
6	企画書類の提出	10
7	応募申込書等及び企画書類の要件並びに取扱い	10

第4 審査及び選定等に関する事項

1	審査会の設置	12
2	審査及び選定の方法	12
3	審査結果の通知	13
4	出店候補者の公表	13

第5 応募にあたっての留意事項等

1	選定の対象からの除外	14
2	提案にあたって	14
3	応募の辞退	14
4	応募等に関する費用負担	14
5	問い合わせ先	14

別表1 応募申込にあたって提出を要する書類

別表2 応募申込にあたって提出を要する書類（第三者に運営を任せようとする場合）

別表3 企画提案にあたって提出を要する書類

別表4 企画提案項目及び審査に係る評価の視点

別表5 評価の方法

第1号様式 応募申込書

第2号様式 誓約書

第3号様式 業務概要書

第4号様式 現地説明会参加申込書

第5号様式 質問書

第6号様式 応募申込（企画提案）事項変更届出書

第7号様式 応募申込辞退届出書

別添①ホーバーターミナルおおいた平面図

別添②出店場所図面

別添③物品搬入等経路図

別添④設備諸条件一覧表

ホーバーターミナルおおいた物販テナント出店者公募要項

第1 公募の目的及び内容

1 公募の目的

大分県（以下「県」という。）では、大分空港利用者の利便性向上を図るとともに、大分港西大分地区のホーバークラフト発着地及びその周辺地域の活性化に寄与するため、事業者による企画力・運営力を活かしたテナントを設置することとしました。

このため、県が提示する諸条件の下、自ら企画立案するとともに、店舗経営に豊富な経験や実行力等を有し、秋を予定しているホーバークラフトの就航までに出店準備を整えることができる事業者を公募します。

2 指定する用途

ホーバーターミナルおおいた（以下「ターミナル」という。）における「物販テナント」の設置及び運営に関する一切の業務

3 出店場所

- (1) 名 称 ホーバーターミナルおおいた
- (2) 所 在 大分市駄原2905番地11
- (3) 竣工年月 令和5年12月建築
- (4) 使用許可床面積 「物販テナント」 59.63平方メートル（物販スペース）
16.10平方メートル（バックヤード）
- (5) 出店場所 ターミナル1階：別添②出店場所図面を参照してください。
- (6) 使用許可期間 使用許可日から3年を超えない範囲での会計年度末日
（令和9年3月31日まで）

4 出店にあたっての基本的な考え方

企画立案にあたっては、特に次のような点を重視してください。

- (1) ターミナルへのふさわしさ、環境への配慮
 - ア ターミナルにふさわしい店舗の内装
 - イ 利用者の動線、建物の構造上の制約及び防犯・防災に配慮したレイアウト
 - ウ 店舗に設置する設備・機器類の省エネルギーへの配慮
 - エ 店舗から発生する廃棄物の適正な回収・廃棄
 - オ 適切な清掃
- (2) サービス向上への配慮
 - ア 利用者のニーズに合致した店舗機能・営業時間
 - イ 利用者のニーズに合致した商品・サービスの構成・価格
- (3) 安定的・継続的な店舗運営
 - ア 資金、人材、店舗運営ノウハウ、商品・サービスの開発力等の体制
 - イ 効率的・安定的な店舗運営を支援する物流システム、商品管理システム
 - ウ 算出根拠が妥当で健全な店舗の収支計画
 - エ 従業員の教育・訓練及び従業員配置
 - オ 防犯・防災等の安全管理について、事故防止の体制及び事故への対応策
 - カ 食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策
 - キ 利用者からの要望・クレーム等への対応

(4) 西大分地区のホーバークラフト発着地及びその周辺地域の活性化への協力・貢献

5 出店に関する内容

(1) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、原則として、ターミナルの開館日及び開館時間に準拠することが望ましいが、施設全体の管理運営状況等を踏まえ、県と協議のうえ決定することとする。

(2) 営業日及び営業時間に関する留意事項

ア 営業時間外にターミナル内に立入ろうとする場合は、県の許可が必要となります。

イ 第2の1に掲げる使用許可開始後は、県が承認する場合に限り営業日又は営業時間の変更ができることとします。

(3) 取扱商品等

ア 取扱商品及びサービス

物販テナントで取り扱う商品及びサービスは次のとおりです。応募にあたっては取扱いを希望する商品を禁止品目に該当しない範囲で自由に提案してください。

区 分	取扱商品及びサービスの名称
必須品目	・軽食類（弁当、おにぎり、パン等）、ソフトドリンク ・土産物（ターミナルにふさわしいもの）
選択品目	・食品（必須品目を除く。） ・書籍、雑誌、衣料品及び日用品（必須品目を除く。） ・文具、日用品（ティッシュペーパー、ハンカチ、歯磨き類等、必須品目除く。） ・アルコール類 ・電子マネー ・大分県の特産品 ・その他（各種商品、サービス）
禁止品目	・アダルト関連商品（青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）第21条の規定に抵触する図書等） ・その他、公序良俗に反するなど県が不相当と認めたもの

6 使用の制限等

(1) 店舗の制限

ア 出店者は使用許可物件をテナントの営業以外の用途に供してはなりません。

イ 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

ウ 上記イに掲げる維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者が負担することとします。

エ 出店者は、使用許可に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し又は営業を委託し若しくは名義貸し等を行うことはできません。ただし、出店者が本公募要項に掲げる手続を経た場合に限り、出店者がフランチャイザーとなり、自らの責任において第三者（フランチャイジー）に運営を任せられることとします。

オ 出店者は、使用許可物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は企画提案書により提案した事項に変更を加えようとするときは、事前に書面により県の承認を受けなければなりません。

(2) 店舗工事の制限

ア 出店者は、出店にあたり、企画提案に基づき自らの責任と負担において営業に必要な設備の設置工事を行うこととします。

イ 設置工事にあたっては、事前に県と設計及び施工の協議を行ったうえ、必ず県の承諾を得ることとします。県は工事終了後に履行確認を行い、この確認をもって工事完了となります。

(3) 防災上の配慮

ガス及び裸火は使用できません。

(4) 商品の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等

ア 仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売商品の瑕疵については、出店者がすべて責任を負うこととします。

また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければなりません。

イ 商品の搬入及び廃棄物の搬出等に必要なトラック等は、物品搬入トラック入口（別添③物品搬入等経路図を参照してください。）を使用することができます。

ウ 店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物について、その回収に必要な容量の回収ボックスを出店者の負担で設置することとします。また、回収した廃棄物を含む使用許可物件で発生する全ての廃棄物は自らの責任で処理することとします。なお、処理費用も出店者の負担となります。

(5) 防犯対策

出店者は使用許可物件に係る防犯対策を自ら行うこととします。

(6) 貼り紙、看板等の制限

県が許可した場所以外での貼り紙、看板等の表示または掲示は認めません。また、許可した場所であっても、貼り紙、看板等のデザインについては、予め県と協議してください。

(7) その他

ア 使用許可物件内は全て禁煙とします。

イ 店舗の設置・運営にあたっては、関係法令に定める事項を遵守しなければなりません。

7 設備の諸条件

別添④設備諸条件一覧表を参照してください。

8 その他

(1) ターミナル内には、物販テナント、カフェテナントの他、飲食物を販売する設備として、飲料自動販売機2台を設置する予定です。

(2) 将来、施設内の敷地を貸し出して実施されるイベント等で、飲食物を含む物販が行われる可能性があります。

第2 使用許可に関する主な条件

1 使用許可の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号、大分県県有財産条例及び大分県県有財産規則並びにホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の規定に基づき行政財産の使用許可を行うこととします。

2 使用許可物件

第1の3に掲げる出店場所（別添の平面図等で示す行政財産）とします。

3 使用許可期間

使用許可期間は、県が認めた事前準備に係る日から令和9年3月31日までとします。ただし、特段の申出または使用上の違反等がなく、良好な運営が認められるうえ、令和9年3月31日以降も継続を希望する場合は、県が利用状況、経営状況等を評価し、さらに3年継続できるものとします。

なお、開店に伴う店舗の設置、閉店に伴う現状復旧や撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。

4 使用料

(1) 年額967,250円（条例で定める金額は日額2,650円。令和6年度分の使用料は使用許可日により異なります。）

(2) 使用料は、年度ごとに年額を納付していただきます。毎年、県が納入通知書を発行しますので、指定する期日までに納付してください。

5 その他必要経費

(1) 使用許可期間中に使用許可物件で使用した光熱水費等のうち、次に掲げるものは出店者の負担とします。年2回、県が納入通知書を発行しますので、指定する期日までに納付していただきます。

ア 計量器（子メーター）により使用実績が判明する電気料金（冷暖房含む）、上水道料金及び下水道料金（上水道使用量相当分）については、実費相当額。なお、この場合、六ヶ月分まとめて算定する。

イ 機械警備委託料については、警備対象面積に占める使用許可面積の割合で按分して算定した推計額

(2) 外線電話、インターネット等を必要とする場合、それらの設置工事や維持管理に要する経費については出店者の負担とします。

(3) 廃棄物処理業務手数料は徴収しません。第1の6の(4)のウに掲げるとおり、出店者は自ら使用許可物件で発生した廃棄物を処理することとします。

(4) 清掃料等は徴収しません。出店者は使用許可物件に係る清掃を自ら行うこととします。

6 使用許可の取消し

県は、次の(1)から(4)に掲げる事項のいずれかに該当するときは、使用許可を取消すことができます。

(1) 出店者が第1の6の使用の制限等に違反したとき

(2) 出店者が第3の2の応募者の資格を失ったとき

(3) 出店者が使用許可条件に違反し、県の是正要求に応じないとき

(4) 出店者が県に退去を申し出て、県が認めたとき（退去日の6ヶ月前までに文書によっ

て申し出ることを条件とする)

7 原状回復

- (1) 出店者は、使用許可期間満了の日又は使用許可が取消された場合は、県の指定する期日までに、自己の負担で使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うことができます。この場合において出店者は、いかなる異議も申し立てることはできません。

8 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部若しくは一部を滅失し又は損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 上記(1)に掲げる場合のほか、出店者が本公募要項に定める条件を履行しないため県に損害を与えたときは、損害賠償としてその損害額に相当する金額を支払わなければなりません。
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、出店者は、使用許可物件の使用にあたり県又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

9 使用許可の取消しによる損失の取扱い

- (1) 上記6に掲げるところにより県が使用許可を取消した場合において、その取消しにより出店者に損失が生じても、県はその損失を補償しません。また、出店者は県に対し一切の補償の請求をできないこととします。
- (2) 上記6に掲げるところにより県が使用許可を取消した場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求をできないこととします。

10 実地調査等

県は、使用許可物件について随時に実地調査し又は必要な報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができます。

11 駐車場

従業員の通勤用車両は、一般利用者用駐車場を使用することができます。使用料は、1台・1箇月につき、5,900円です。

12 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。県が受変電設備、消防設備棟の点検を実施する際は、調整のうえ協力してください。
- (2) バックヤードスペースについては、室内に分電盤を設置しているため、保守点検業者が検針のため月一回程度立ち入ることがあります。また、分電盤は異常発生時等に操作を要するため、前1メートルに物を置く場合はキャスター付きの台に乗せて第三者が容易に移動できるようにしてください。
- (3) 使用許可条件については、本公募要項に定めるもののほか、関係法令に定めるところ

ろによります。

第3 応募の手続等

1 スケジュール（応募から出店まで）

項 目	期間又は期日	備 考
公募要項配布	6月10日（月）	本公募要項 第3参照
応募申込書等受付	6月10日（月）～ 7月16日（火）	
現地説明会	希望者と調整のうえ随時開催	
質問書受付	～6月25日（火）	
質問への回答	～6月28日（金）	
企画書類受付	7月16日（火）	
資格審査及び予備審査	7月中旬～下旬	本公募要項 第4参照
プレゼンテーション実施通知	7月中旬～	
プレゼンテーション及びヒアリング	7月下旬～	
出店候補者の決定及び通知	8月上旬～	
使用許可開始	令和6年夏頃 (店舗の設置工事等を開始する日とし、 詳細は県と協議のうえ決定します)	

注：プレゼンテーション実施通知以降の具体的な期日等は適宜お知らせします。

2 応募者の資格

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) ターミナル内に設置する店舗の基本的な考え方及び使用許可条件の趣旨を理解し、出店に意欲ある者であること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
- (3) 店舗の企画・運営のノウハウを持ち、国内での飲食料品を中心とした小売店舗の健全な運営実績を3年以上有する法人、又は、国若しくは普通地方公共団体その他大分県知事が適当と認める法人等の施設内売店の運営実績を3年以上有する法人であること（当該法人がフランチャイザーとなり、第三者（フランチャイジー）に運営を任せようとする場合の第三者は個人でも可）。
- (4) 業務にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者を従事させることができる者であること。
- (5) 代表者及び上記(3)に掲げる第三者の代表者（第三者が個人である場合は当該個人。以下「代表者等」という。）が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除きます。）でないこと。
- (7) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人でないこと。
- (8) 都道府県税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がない者であること。
- (9) 自己又は自己の役員等（上記(3)に掲げる第三者が個人の場合は当該個人）が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 代表者等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

3 応募申込書等の提出

- (1) 応募申込にあたっての注意事項
 - ア 下記(2)以降による書類の提出がない者は、下記6に掲げる企画書類の受付ができませんので注意してください。
 - イ 応募者がフランチャイザーとなり、自らの責任において第三者（フランチャイジー）に運営を任せようとする場合は、当該第三者との連名により応募申込を行ってください。
- (2) 提出書類（以下「応募申込書等」という。）
 - ア 全応募者
別表1に掲げる書類を提出してください。
 - イ 上記(1)のイに掲げる第三者
別表2に掲げる書類を提出してください。
- (3) 提出期間及び提出方法
令和6年6月10日(月)から令和6年7月16日(火)までの間に電子メールで「第5の4 問い合わせ先」へ送付してください。
- (4) その他
 - ア 上記(2)に掲げる書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがあります。
 - イ 応募申込書等の記載事項(事務所の所在地等)に変更があった場合は、速やかに応募申込（企画提案）事項変更届出書(第6号様式)により届け出てください。

4 現地説明会の開催

- (1) 開催日時 希望者と調整のうえ、随時開催。
※ご希望の日程に実施できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (2) 集合場所 ホーバーターミナルおおいた駐車場（大分市駄原）
- (3) 申込方法 現地説明会申込書（第4号様式）に必要事項を記載のうえ、下記あてに申し込んでください。
- (4) 申込先 電子メールで「第5の4 問い合わせ先」へ送付してください。
- (5) 対応部局 企画振興部交通政策局交通政策企画課、土木建築部施設整備課
- (6) その他
 - ア 参加人数は、1申込者につき3名までとさせていただきます。
 - イ 説明会の内容は、本公募要項の概要説明、現地見学及び質疑応答等です。
 - ウ 現地説明会には、本公募要項を持参してください。
 - エ 質疑応答は、下記5に掲げる公募内容に関する質問への回答と合わせて、県のホームページで公表します。

5 公募内容に関する質問の受付

- (1) 受付期間 令和6年6月10日(月)から6月25日(火)の12時までの間
- (2) 質問方法 質問書(第5号様式)を下記あてに提出してください。
- (3) 提出先 電子メールで「第5の4 問い合わせ先」へ送付してください。
- (4) 回答方法 受け付けた質問及び回答をとりまとめ、令和6年6月28日(金)に大分県のホームページに公表することにより回答します。
- (5) その他
 - ア 質問は上記(2)に掲げるとおり文書のみで受け付けます。口頭での質問への回答はできませんので了承願います。
 - イ 本公募要項及び手続等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 企画書類の提出

- (1) 提出にあたっての注意事項
 - 上記3に掲げる書類の提出がない者は、下記(2)以降に掲げる書類の受付ができませんので注意してください。
- (2) 提出書類(以下「企画書類」という。)
 - 別表3に掲げる書類を提出してください。
- (3) 提出期間及び提出方法
 - 令和6年6月10日(月)から7月16日(火)の12時までの間に電子メールで「第5の4 問い合わせ先」へ送付してください。
- (4) 留意事項
 - ア 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがあります。
 - イ 提案内容の変更は、上記(3)に掲げる期間内に限り可能とします。変更の必要が生じた場合は、速やかに応募申込(企画提案)事項変更届出書(第6号様式)により届け出のうえ、修正後の書類を提出してください。

企画書類の内容は、できるだけ簡素・簡潔に記載してください。

7 応募申込書等及び企画書類の要件並びに取扱い

- (1) 申請書類等の要件
 - 応募申込書等及び企画書類(以下「申請書類等」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たしていることが必要です。
 - ア 本公募要項に定める提出期間、提出方法及び提出先に適合していること。
 - イ 記載事項に不備がないこと。
 - (ア) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。
 - (イ) 記載すべき事項が全て記載されていること。
 - (ウ) 虚偽の内容が記載されていないこと。
- (2) 申請書類等の取扱い
 - ア 申請書類等に記載された個人情報、出店候補者に関する審査、選定及び決定その他の出店手続を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。
 - イ 県は、「ホーバーターミナルおおいたテナント公募に係る提案競技審査会」(以下「審査会」という。)に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、申請

書類等の全部又は一部（個人情報を含みます。）を提供します。

ウ 提出された申請書類等は理由の如何を問わず返却しません。

エ 県が提示する公募要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

オ 県は、本公募に関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに、申請書類等の複製を作成し、又はその全部若しくは一部を無償で使用できるものとします。また、本公募に関し情報公開請求があった場合には、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）に基づき、申請書類等を公開することがあります。

カ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

第4 審査及び選定等に関する事項

1 審査会の設置

県では、提案協議内容の審査を行うため審査会を設置します。

本公募の公告以降、出店候補者選定までの間に、応募者又はそれと同一と判断される者（以下「応募者等」という。）が、審査会の委員若しくは審査手続業務に従事する県職員又はその関係者に対し、本公募に関して不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為を禁止します。

委員氏名	役職等
幸野 和成	大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課長
岩崎 美紀	岩崎美紀中小企業診断士事務所代表
北崎 祐一	第一交通産業株式会社企画調整部次長

2 審査及び選定の方法

(1) 選定方法

「プロポーザル方式（提案公募型）」により実施することとし、上記1に掲げる審査会で、応募者から提出された申請書類等の内容について、「資格審査」及び「プレゼンテーション及びヒアリング等による提案内容審査」を行い、出店候補者を選定します。

(2) 資格審査及び予備審査

企画書類を受理した全ての応募者を対象として、本公募要項第3の2「応募者の資格」及び第3の7の(1)の「申請書類等の要件」（以下「応募の要件」という。）に適合しているかどうかについて県において資格審査を行い、その結果を審査会に報告します。審査会は、報告された資格審査の結果に基づき審査し、応募の要件に適合しないと判断された応募者は失格となります。なお、応募者が5者以上の場合には、審査会による予備審査（書面にて実施する。）を行い、資格審査及び予備審査を実施した結果は、全ての提案者に電子メール（a10530@pref.oita.lg.jp）で通知します。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 審査会は、上記(2)に掲げる資格審査の結果、応募の要件に適合すると判断した応募者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

イ プレゼンテーションでは、提案のポイントを10分程度で説明していただき、その後、主として申請書類等の内容についてヒアリングを行います。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは令和6年7月下旬の実施を予定しており、令和6年7月中旬に県から応募申込書等を受理した応募者に日程等の通知を行います。

エ 上記ウの通知をした場合であっても、上記(2)の資格審査及び予備審査の結果失格となった者は、プレゼンテーション及びヒアリングに参加できません。

オ プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した応募者は、応募を辞退したものとします。

(4) 提案内容審査及び出店候補者の選定

ア 審査会の各委員は、提出された申請書類等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別表4「企画提案項目及び審査に係る評価の視点」に基づき総合的に審査し、別表5「評価の方法」により得点化します。そして、各委員の合計得点を集計し、最高得点となる応募者を出店候補者として選定します。

イ 最高得点となる応募者が2者以上ある場合は、くじ引きにより出店候補者を選定します。くじ引きの日程等は、県から対象者に通知を行います。

3 審査結果の通知

審査結果の通知は令和6年8月上旬頃を予定しています。

審査結果は応募者全員に通知することとしていますが、上記2の(2)に掲げる資格審査及び予備審査で失格となった者、下記第5の1に掲げるところにより選定の対象から除外した者及び下記第5の2に掲げるところにより応募を辞退した者への通知は行いません。

4 出店候補者の公表

審査結果の通知後、速やかに出店候補者（最高得点となった応募者）を県のホームページで公表します。この公表をもって本公募の手続は終了となり、県は出店候補者への使用許可に向けての手続を開始します。

第5 応募にあたっての留意事項等

1 選定の対象からの除外

応募者等が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は出店候補者の選定若しくは決定を取り消す場合があります。

- (1) 審査委員会の委員若しくは選定手続業務に従事する県職員又はその関係者に対し、本公募に関して不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本公募について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- (5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合
- (6) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

2 提案にあたって

提案にあたっては、今後、運航事業者から公表予定の運航時間帯、運航ダイヤ、運賃等（以下「運航計画」という。）を参考に提案を行ってください。

運航事業者から公表予定の運航計画の公表時期や内容によっては、公募に係るスケジュールを変更する可能性があります。

ホーバーターミナルおおいたは、ホーバークラフトの就航時期（令和6年秋予定）に合わせて供用を開始する予定です。出店準備は、供用開始に間に合うように行ってください。

【参考】ホーバークラフトの運航に関する情報について（海上アクセス導入方針 R2.3月公表）

運航船舶：定員 80 名のホーバークラフト 3 隻

運航時間帯：概ね 6 時～22 時の間

※運航時間帯、運航ダイヤ、運賃等は、今後、運航事業者から発表予定

利用者数：年間 30 万人～40 万人を想定

主な利用者：ビジネス・個人需要を基本とし、ホーバークラフトの希少性を活かした国内外の観光利用も取り込む。

3 応募の辞退

応募申込書等を提出した後に辞退する場合は、直ちに応募申込辞退届出書(第7号様式)を電子メールで「第5の4 問い合わせ先」へ送付してください。

4 応募等に関する費用負担

本公募に係る手続に関し応募者が要する費用は、各応募者の負担とします。

5 問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県 企画振興部 交通政策局 交通政策企画課 交通企画・空港班

TEL：097-506-2163

FAX：097-506-1731

e-mail：a10530X@pref.oita.lg.jp

※FAX 及び e-mail を送信した場合は、必要に応じて受信確認の連絡をしてください